

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 7

処 分 名	漁港施設の占用及び使用の許可等			
処 分 の 概 要	申請に基づいて認定を行った場合に許可する。			
根 抱 法 令 名	松山市漁港管理条例			
条 項	第9条及び第10条			
所 管 課	農林水産施設整備課			
経由機関での処理期間		なし		
所管課での処理期間		未設定		
標準処理期間	計	未設定		
審査基準	未設定			
【根拠法令等】 松山市漁港管理条例 第9条 甲種漁港施設(水域施設を除く。)を占用し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 2 市長は、前項の許可に甲種漁港施設の利用上必要な条件を付すことができる。 3 第1項の占用の期間は、1月(工作物の設置を目的とする占用にあつては、1年)をこえることはできない。ただし、市長が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。				
第10条 次に掲げる者は、市長の許可を受けなければならない。 (1) 甲種漁港施設(法第39条第5項の規定により市長が指定する区域内に存する施設に限る。次条第1項において同じ。)の内市長が公示により指定する施設を使用しようとする者 (2) 甲種漁港施設を当該施設の目的以外の目的に使用しようとする者 2 市長は、前項の許可に施設の使用上必要な条件を付すことができる。				

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。